

令和2年 第7回 ふじみ野市農業委員会総会議事録							
招集日時	令和2年7月22日		開会場所	ふじみ野市役所本庁舎3階 A301会議室			
開会の日時 及び宣告者	開会	令和2年7月22日	午後1時30分	議長			
	閉会	令和2年7月22日	午後2時23分	議長			
議長	新井良司						
No.	氏名		出欠	No.	氏名		出欠
1	粕谷 雄一		出	10	有山 茂幸		出
2	久保田 清		欠	11	岸 勇		欠
3	駒井 一正		欠	12	高野 喜好		出
4	早川 英希		出	13	浅海 伊佐男		出
5	嶋田 利行		欠	14	新井 良司		出
6	鈴木 智之		欠	15	柳川 嗣於(最)		欠
7	富田 博明		出	16	塩野 和義(最)		欠
8	星野 秀雄		出	17	宮寺 康夫(最)		出
9	原田 宏美		欠				
出席者数		農業委員		定数	14名	出席者	8名
		農地利用最適化推進委員		定数	3名	出席者	1名
議事参与(説明者)				書記			
本橋 直人							
松田 薫樹							
飯塚 勝貴							
寒竹 由起子							

<p>その他重要と 認める事項</p>	
	<p>上記会議の結果を記載し、その相違なきを証するためここに署名します。</p> <p>令和2年7月22日</p> <p>議長 印</p> <p>署名委員 印</p> <p>署名委員 印</p>

		<p>ふじみ野市農業委員会会長は、令和2年7月22日、午後1時30分、ふじみ野市役所本庁舎3階A301会議室に農業委員会を招集した。</p>
日程第1	議長	<p>議長は午後1時30分、委員の過半数が出席したので、開会を宣言した。</p>
日程第2	議長	<p>議事録署名委員に17番・1番委員を指名する。</p>
日程第3	議長	<p>日程第3、報告第19号、農地法第3条の3第1項の規定による権利取得の届出に関する件2件を報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p> <p>報告書朗読。</p> <p>質疑を求めます。</p> <p>なし。</p> <p>報告案件ですので、報告第19号について終了します。</p>
日程第4	議長	<p>日程第4、報告第20号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に関する件1件を報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p> <p>報告書朗読。</p> <p>質疑を求めます。</p> <p>なし。</p> <p>報告案件ですので、報告第20号について終了します。</p>
日程第5	議長	<p>日程第5、報告第21号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に関する件1件を報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p> <p>報告書朗読。</p> <p>質疑を求めます。</p> <p>なし。</p> <p>報告案件ですので、報告第21号について終了します。</p>

<p>日程第6</p>	<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>1 番委員</p> <p>議 長</p> <p>全 委 員</p> <p>議 長</p> <p>全 委 員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>日程第6 議案第14号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件、3件を議題とします。</p> <p>1番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>申請者は現在自己用住宅を所有しておらず、父親所有の住宅に住んでおりますが、3人の子供も大きくなり今の住居では手狭になったため新たに自己用住宅の建築を考えました。</p> <p>土地選定の際、市街化区域でも探しましたが適地が見つからず、自己所有地は住み慣れた土地であり、住環境も良く希望の条件に合致しています。</p> <p>農地の区分は、おおむね10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。</p> <p>この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。</p> <p>7月13日に17番委員、事務局2人の4人で現地調査を行いました。</p> <p>きれいに耕作されており、草も生えていませんでした。</p> <p>地元委員さんは現地調査を行った1番委員です。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしいですか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なし賛成により、議案第14号1番の案件につきましては原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>議案第14号2番及び3番の案件については関連があるので、事務局から一括して議案の朗読及び説明を求めます。</p>
-------------	---	---

	事務局	<p>議案書朗読、説明。</p> <p>2番案件申請者の息子である3番案件申請者の世帯主の住宅敷地は敷地内の農業用倉庫の建て替えを検討しているが、路地敷が埼玉県建築基準法施行条例の基準幅員4mを満たしておらず、また、敷地内建物3棟が防火構造を満たしていないので、2番案件申請者所有農地及び3番案件申請者所有農地を転用して路地敷の幅員4m以上にして埼玉県建築基準法施行条例の基準を満たすための申請です。</p> <p>農地の区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。</p> <p>また、第1種農地は農地転用が原則不許可になりますが、既存の施設の敷地の拡張及び他法令の違反状態を是正するため、第1種農地の例外的に許可できる基準は満たしています。</p>
	議長	<p>この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。</p>
	1番委員	<p>7月13日に17番委員、事務局2人の4人で現地調査を行いました。</p> <p>入口と接道については特に問題はありません。</p>
	議長	<p>地元委員さんは現地調査を行った1番委員です。</p>
	事務局	<p>質疑はありますか。</p>
	7番委員	<p>一番奥の建物が建てられた時に違反状態が是正されることは無かったのか。</p>
	事務局	<p>その建物について当時は離れとして建築されましたが、現在は建築基準法の違反状態になっています。</p>
	議長	<p>他に質疑はありますか。</p>
	全委員	<p>なし。</p>
	議長	<p>質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしいですか。</p>

日程第7	全委員	異議なし。
	議長	異議なし賛成により、議案第14号2番及び3番の案件につきましては原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。
	議長	議案第14号について終了します。
	議長	日程第7 議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件、5件を議題とします。
	事務局	1番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。
	事務局	譲受人は申請地から約400m離れた場所の土地を借りて土建業を営んでいるが、事業の拡大に伴い敷地が狭くなり、駐車場敷地と資材置場が足りない状態のため、申請地を購入して駐車場及び資材置場用地として整備するための申請です。
	事務局	農地の区分は、水道管、公共下水管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であり、また、農地から500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設の公共施設または公的施設が存在するので、第3種農地と判断します。
	議長	この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。
	17番委員	7月13日に1番委員、事務局2人の4人で現地調査を行いました。
	17番委員	申請地は草が生えていましたが、年に2～3回は草刈りして管理されているとのことなので問題はないと思います。
議長	地元委員さんは何かありますか。	
4番委員	現地調査の報告通り、特に問題はないと思います。	
議長	質疑はありますか。	
全委員	なし。	
議長	質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしい	

	<p>全 委 員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>1 番 委 員</p> <p>議 長</p> <p>7 番 委 員</p> <p>事 務 局</p>	<p>ですか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なし賛成により、議案第15号1番の案件につきましては原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>議案第15号2番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>借人は市内の賃貸物件にて夫、娘の3人で暮らしていますが、子供の成長に伴い現在の住まいは手狭になっているので戸建て住宅の建築を検討しており、実家に近くに住むことを条件に市内の市街化区域内で適地を探したが見付からず、貸人の親に相談したところ所有する申請地を借りることに同意を得ました。</p> <p>申請地は実家に近く、また、近くに小学校があるため、子育てするにも環境が良いので最適地と判断しました。</p> <p>農地の区分は、おおむね10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。</p> <p>この案件につきまして、現地調査を行った委員さん、説明をお願いします。</p> <p>7月13日に17番委員、事務局の4人で現地調査を行いました。</p> <p>現地は奥に木が数本生えている状態ですが、半分は管理されており、一部で耕作されていました。</p> <p>また、木は切ると聞いています。</p> <p>地元委員さんは現地調査を行った1番委員です。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>進入路部分は市に道路として採納できないのか。</p> <p>使用者が特定されるため難しいと思われれます。</p>
--	--	---

	<p>議長</p> <p>全委員</p> <p>議長</p> <p>全委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>市が採納することができるかの基準は農業委員会ではわかりません。</p> <p>他に質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なし賛成により、議案第15号2番の案件につきましては原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>議案第15号3番の案件について事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>借人は富士見市の賃貸物件にて、妻、子供の3人で暮らしていますが、子が生まれ家財道具が増えて現在の住まいでは手狭になってきたため戸建ての住宅の建築を検討しています。</p> <p>借人と妻はふじみ野市出身のため市内に住むこと及び駐車スペースを3台分確保することを条件として、市内の市街化区域内で適地を探したが見付からず、貸人の妻の祖母に相談したところ所有する申請地を借りることに同意を得ました。申請地は両親と祖母が住む実家に車で3分程度と近く、また、すぐ近くに小学校があるため、子育てするにも環境が良いので最適地と判断しました。</p> <p>農地の区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。</p> <p>また、第1種農地は農地転用が原則不許可になりますが、東側及び南側の集落と接続していると見なせるため、第1種農地の例外的に許可できる基準は満たしています。</p> <p>この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお</p>
--	--	---

	<p>17 番委員</p> <p>議 長</p> <p>4 番委員</p> <p>議 長</p> <p>全 委 員</p> <p>議 長</p> <p>全 委 員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>願いします。</p> <p>7月13日に1番委員、事務局2人の4人で現地調査を行いました。</p> <p>申請地はきれいに整地されておりました。</p> <p>地元委員さんは何かありますか。</p> <p>現地を確認しましたが、何も問題は無いと思います。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしいですか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なし賛成により、議案第15号3番の案件につきましては原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>議案第15号4番の案件について事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>令和2年5月に転用許可された地域密着型特別養護施設老人ホーム建設に伴う工事車両の進入路として一時転用するものです。建設地に接続している東側道路は古くからの民家や小学校も近く道幅が狭いため、安全面を考慮し西側からの工事車両進入を検討した案件になります。</p> <p>農地の区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。</p> <p>また、第1種農地は農地転用が原則不許可になりますが、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること、という第1種農地の例外的に許可できる基準は満たしています。</p>
--	--	--

	<p>議 長</p> <p>17 番委員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>7 番委員</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>全 委 員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。</p> <p>7月13日に1番委員、事務局2人の4人で現地調査を行いました。</p> <p>申請地はトラクターで耕運されている状態なので特に問題は無いと思います。</p> <p>地元委員である私から説明します。</p> <p>一時転用の案件なので特に問題は無いと思います。</p> <p>この案件について質疑はありますか。</p> <p>一時転用するためには鉄板を敷くのか。また、特別養護老人ホームの出入口と許可された案件の駐車場スペースが少ないように見えるが。</p> <p>一時転用する部分には鉄板を敷き、工事関係車両の進入路、駐車スペース及び資材を置くスペースに使います。</p> <p>出入口は東側の道路と接している所です。</p> <p>また、特別養護老人ホームの建築面積は開発許可の基準により前面道路の幅員が6メートルに満たない場合は1,000㎡未満にしなければならないので、駐車場スペースは十分に確保ができないので、近隣の駐車場にて必要台数分を確保する予定です。</p> <p>他に質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>異議なし賛成により、議案第15号4番の案件につきましては原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>議案第15号5番の案件について事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p>
--	---	--

		<p>申請者は川越市内の住居にて夫と2人の子と4人で住んでいます。現在の住居は売却して、独立を検討している長男が不動産会社と賃貸借契約を結んで現在の住居に住み続けることを検討しています。</p> <p>そのため申請者と夫及び次男の3人が住む自己用住宅の建築をすることを計画しており、父親所有の住宅に住んでおりますが、3人の子供も大きくなり今の住居では手狭になったため新たに自己用住宅の建築を考えました。土地選定の際、市街化区域でも探しましたが適地が見つからず、自己所有地は住み慣れた土地であり、住環境も良く希望の条件に合致しています。</p> <p>農地の区分は、おおむね10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。</p> <p>この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。</p> <p>7月13日に1番委員、事務局2人の4人で現地調査を行いました。</p> <p>きれいに管理されており、草も生えていませんでした。</p> <p>地元委員さんには何かありますか。</p> <p>現地調査の報告のとおり、何も問題は無いと思います。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしいですか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なし賛成により、議案第15号5番の案件につきましては原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>議案第15号の案件について終了します。</p> <p>本日の報告並びに議案全てについて、慎重審議していただき</p>
	議長	
	17番委員	
	議長	
	4番委員	
	議長	
	全委員	
	議長	
	全委員	
	議長	
	議長	

		<p>ましてありがとうございました。これもちまして、令和2年 第7回ふじみ野市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。 す。</p> <p>(終了 午後2時23分)</p>
--	--	---